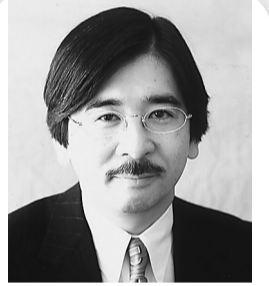


シリーズ
会社法
③

会計参与の行動指針と
税理士制度の新たなビジョン



制度部長
富田光彦〔渋谷〕

I はじめに

このシリーズの最後に「会計参与の行動指針」について言及する予定であったが、残念ながら公表が2月末以降のことであり、ここでは「行動指針」と「会社法・同政省令」あるいは「会計指針」との位置付けを整理するにとどめたい。

「会計参与の行動指針」は、もちろん法律でないことから法的規範性をもちないが、民間団体である日本公認会計士協会と日本税理士会連合会が共同で作成したものである。社会に向けて「会計参与」の有用性を示したものであるとして意義深い。ところで、今回会社法における様々な法システムが、時代の要請により、官による事前チェック型から民間による事後チェック型に移行したわけであるが、「会計参与」という会社機関が新設されたことも、そのラインに乗った提案であると考えられる。したがって今後、経済社会においてその

機能が試されるわけであるが、その任をまかされたのが税理士・公認会計士(それぞれを法人を含む)であり、国家資格者に限定したこと信頼性を確保したことである。そしてこの信頼性を確保する際、重要なポイントとなる会計参与のシステムの運営がいつてみれば、両団体に任せられたというも過言でなく、その任は重いと考えられる。

ところで公認会計士の業務である「監査」業務については、日本公認会計士協会は社会的要請を受けて、「監査実務指針等」を随時公表している。この場合、我が国の「監査」システムは、「証券取引法あるいは会社法」という法規範と、「企業会計基準」と「監査基準」という会計規範と、「監査業務における実務指針」という一連の相関関係でできていることを整理しやす。つまり会計参与制度に置き換えた場

合「会社法・同政省令」という法規範と「中小企業に関する会計指針」という会計規範と専門家に対する「行動指針」という位置づけである。この場合、法的規範については、会社法施行に伴う政省令がこの度交付されたことで完成されたといつてよく、会計についても会計指針が改正会社法に伴う修正が加えられ再度公表されるはずであり、この2つのツールを使い、どのように会計参与の職務を執行するかということを示すのが「行動指針」の目的である。従つて行動指針自体に法的規範性はないが会社法と会計指針との関係から、それぞれの規範性と対となるものであると理解すべきである。

II 行動指針における
責任担保性

会計参与の責任については多くの論議を呼んだ事項である。この責任を問われる元となるのが会計参与の

職務の内容と範囲であり、その意味で「共同作成」とは何かが重要である。この行動指針の公表により、税

理士あるいは公認会計士がどのような立場で計算書類等を取締役と共同作成するかが明らかになると思われる。その立場によって、会計参与報告をいかに作成するか整理されるはずであり、そのことを踏まえての専門家としての損害賠償責

任等のリスク回避も検討されるべきである。今はその内容の公表を待ちたいが、会社法に法定された「共同作成」をどのように専門家としての独立性と調和し行動指針に表現できるかが問われることになる。

III 税理士制度の
進むべき道

1 会計参与制
度創設は税
理士制度に
どのような
影響を及ぼすか

今回の新会社法により税理士が会計専門家として認められたこと、会計参与制度の創設を機に税理士法第2条第2項の付随する会計業務の「付随する」を削除すべきとの論がある。この意見は商法問題が税理士業界で議論されてきていらいの主張ではある。付随業務は昭和55年の法改正により創設されたものである。その趣旨は「租税法に基づく税務計算が、企業の会計経理に関する知識を踏まえてその基礎の上に租税法に定められた納税義務の計算を行うもので、税

理士の実際の業務は、財務書類の作成や記帳の代行と極めて密接な関連があり、これらの業務を併せて税理士業務を行っている実態にあるため、こうした事実を踏まえて、税務書類の作成、税務相談という本来の税理士業務の委嘱を受け納税義務者についてその税理士業務に付随して会計業務を行うことができることを、いわば、確認的に明らかにすることにより、税理士の税務会計面における専門家としての地位を高めることにある。(「税理士法逐条解説」5訂版 日本税理士会連合会)としてい

る。つまり第1項業務に付随することを法文化したものであり、その関係によってのみ意味がある。また「付随する」を削除したからといって、あらためて会計専門家としての称号が与えられるということではない。しかし一方、今回の商法問題の整理の中で、税理士の会計面の専門家としての地位が高まったのは事実であり、その理由は会社法の中に税理士資格が法定されたからである。但しだからといって税理士法を変更するということにはならない。今回の改正で筆者が本当によかったと思っていることは、いわゆる商法問題が税理士法の改正を伴わずに、また現行税理士法の解釈論の変更を伴うことなく完了した点である。したがって、一連の会計参与をめぐる作業において、税理士は第1条の使命を担う法律家であることを維持できたと考える。今後はさらに、税理士は第1条の使命を担う法律家としての側面が強調されるべきではないか。

2 公認会計士
制度と税理
士制度と
その取り
組み

会計参与制度は公認会計士と税理士それぞれがその資格者として法定された。その取り組みは上記のように日本公認会計士協会と日本税理士会連合会が必要なシステムを互いに連携し作成されつつある。利用者側から見れば会計参与のよるべき法規範・会計規範が一本化されているべきであり、その意味で一連の共同作業は当然の帰結である。今後「会社法令」会計指針「行動指針」の会員向けの研修や損害賠償における保険制度の整備等、共同で行うべき事項がさらに出てくるはずであり、その意味では「会計参与」により両団体は近づいてきたといえる。

しかしながらこの稿の終りにあたり、もう一度制度論に立ち帰る。先般の公認会計士法の改正において、重要なことは、公認会計士の使命が法令上明確となった点にある。すなわちその第1条(公認会計士の使命)で「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と規定した。一方言うまでもなく税理士はその第1条(税理士の使命)において「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規

3 さらに
税理士法
改正
に向か
う

最後に、平成13年税理士法改正と平成17年会社法改正と税理士業界において重要な懸案事項が一段落した。今後は税理士制度がどのような将来的ブランドビジョンを持つべきかが重要な議論となる。そしてそのビジョンをベースに必要な改正項目を挙げていく時期ではないか。時代の変化はわれわれの予想をはるかに超え加速している。次期税理士法改正に向かって、とりわけ日本税理士会連合会が改正議論に集中すべきタイミングである。